

監 査 報 告 書

平成 30 年 5 月 11 日

学校法人 大東文化学園
理事 事会 御中

学校法人 大東文化学園

監事 熊谷 敏㊞

監事 野村智夫㊞

監事 廣田尚久㊞

私たち学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）の監事は、私立学校法第37条第3項及び学園寄附行為第15条の規定に基づき、平成30年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の学園の業務及び財産の状況について監査を実施した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上